

平成15年第4回 臨時会

階上町議会会議録

平成15年5月6日 開会

平成15年5月6日 閉会

階上町議会

平成15年第4回階上町議会臨時会

議事日程第1号

平成15年5月6日 午前10時開議

- 日程第 1 議長の選挙について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙について
- 日程第 6 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 常任委員の選任について
- 日程第 8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員の選挙について
- 日程第10 提案理由説明
- 日程第11 議案第 1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例の一部を改正する条例制定)
- 日程第12 議案第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
- 日程第13 議案第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例制定)
- 日程第14 議案第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成14年度階上町一般会計補正予算)
- 日程第15 議案第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算)
- 日程第16 議案第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成14年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算)
- 日程第17 議案第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成14年度階上町老人保健特別会計補正予算)

日程第18 議案第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成14年度階上町介護保険特別会計補正予算)

日程第19 議案第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成14年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算)

日程第20 議案第10号 財産の無償譲渡について

日程第21 議案第11号 財産の無償譲渡について

日程第22 議案第12号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を
求めることについて

日程第23 議案第13号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 加藤 祐 君	2番 重文字 勝 義 君
3番 鹿原 章 男 君	4番 橋 場 敏 雄 君
5番 高松 久美子 君	6番 石 川 清 人 君
7番 山 田 恵 治 君	8番 土 橋 信 夫 君
9番 郷 州 公 典 君	10番 松 森 蒿 君
11番 佐 京 登 君	12番 畑 中 弘 實 君
13番 大 前 典 男 君	14番 木 村 勝 彦 君
15番 金 沢 啓 一 君	16番 浜 谷 豊 美 君
17番 荒 道 鶴 造 君	18番 桑 原 一 夫 君

欠席議員(なし)

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	山 本 雅 教 君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	企 画 課 長	高 階 繁 雄 君
税 務 課 長	浜 谷 義 勝 君	保健福祉課長	上 博 文 君
農林水産課長	鳩 文 男 君	建 設 課 長	林 貢 君
町 民 課 長	三 上 孝 八 君	中央保育所長	中 村 豊 志 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	学 務 課 長	小 沢 勝 君
社会教育課長	高 橋 信 一 君	体 育 課 長	中 城 功 君
給食センター所長	寅 谷 信 廣 君	農業委員会事務局長	川 向 達 人 君
石鉢ふれあい交流館長	佐々木 忠 弘 君	代表監査委員	渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務課長補佐	沼 沢 範 雄 君
総務課庶務係長	長 根 工 君	議事・庶務係長	赤 松 セイ子 君

◎ 開会の宣告

午前11時51分

◎ 開議の宣告

午前11時51分

事務局長(梨子謙一君) 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行なうことになっております。

年長の鹿原章男議員をご紹介します。

(鹿原章男議員、議長席に着席)

臨時議長(鹿原章男君) ただいま紹介されました鹿原章男でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成15年第4回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第1、議長の選挙を行ないます。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

議長に桑原一夫君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました桑原一夫君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました桑原一夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された桑原一夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。議長に当選されました桑原一夫君からご挨拶をお願いいたします。

(桑原議長 登壇)

議長（桑原一夫君） 桑原一夫でございます。ただいまは、皆様方から議長にご推選ご承認賜りましたことに心より感謝を申し上げます。また、今、階上町始まって以来の大きな時点に差し掛かっておる訳でもございます。町民の福祉の向上、町民の幸せは何かということを考えながら誠心誠意務めて参る所存でございます。今後とも皆様方の絶大なる御指導御協力を賜りますよう、高い席からではございますが、お願いを申し上げまして、議長受諾のごあいさつに代えさせていただきます。どうも、ありがとうございました。（桑原議長降壇）

臨時議長（鹿原章男君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

（臨時議長退席、桑原議長、議長席に着席）

議長（桑原一夫君） 日程第2、議席の指定を行ないます。議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。議員の指名と議席番号を職員に朗読いたさせます。

事務局長（梨子謙一君） それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。

1番、加藤祐議員、2番、重文字勝義議員、3番、鹿原章男議員、4番、橋場敏雄議員、5番、高松久美子議員、6番、石川清人議員、7番、山田恵治議員、8番、土橋信夫議員、9番、郷州公典議員、10番、松森蒿議員、11番、佐京登議員、12番、畑中弘實議員、13番、大前典男議員、14番、木村勝彦議員、15番、金沢啓一議員、16番、浜谷豊美議員、17番、荒道鶴造議員、18番、桑原一夫議員、以上でございます。

議長（桑原一夫君） ただいま、朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、加藤祐君、2番、重文字勝義君、両君を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に畑中弘實君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、畑中弘實君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、畑中弘實君が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選された、畑中弘實君が議場におられますので、本席から会議規則第3条第2項の規定による告知をいたします。副議長に当選されました、畑中弘實君からご挨拶をお願いいたします。

副議長(畑中弘實君) ハイ、議長、畑中弘實。(畑中副議長、登壇)。

一言、ご挨拶申し上げます。議員各位の皆さまがたのご推選をいただき、副議長を務めることになりました。責任の重大さを痛感しているところでございますが、桑原議長と力を合わせて誠心誠意頑張っておりますので、よろしく皆さまがたのご指導ご協力のほどお願い申し上げます。

(畑中副議長、降壇)

議長(桑原一夫君) この際、暫時休憩いたします。再開の時刻は、午後1時15分としたいと思います
ます (休憩 午後0時2分)

議長(桑原一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時18分)

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、9番、郷州公典君、13番、大前典男君、15番、金沢啓一君、16番、浜谷豊美君、以上、4人を議会運営委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委

員会において互選することになっております。委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。（休憩 午後1時20分）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時23分）

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に金沢啓一君、同副委員長に浜谷豊美君、以上のとおり決定いたしました。

日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

総務財政常任委員に、8番、土橋信夫君、11番、佐京登君、13番、大前典男君、16番、浜谷豊美君、18番、桑原一夫君、教育民生常任委員に、3番、鹿原章男君、5番、高松久美子君、6番、石川清人君、7番、山田恵治君、17番、荒道鶴造君、産業経済常任委員に、2番、重文字勝義君、4番、橋場敏雄君、10番、松森蒿君、14番、木村勝彦君、建設常任委員に、1番、加藤祐君、9番、郷州公典君、12番、畑中弘寛君、15番、金沢啓一君、それぞれ指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。（休憩 午後1時26分）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時32分）

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

総務財政常任委員長に大前典男君、同副委員長に浜谷豊美君、教育民生常任委員長に石川清人君、同副委員長に山田恵治君、産業経済常任委員長に橋場敏雄君、同副委員長に木村勝彦君、建設常任委員長に郷州公典君、同副委員長に加藤祐君、以上のとおり決定いたしました。

日程第8、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は

指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に松森蒿君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、松森蒿君を八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松森蒿君が、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選された松森蒿君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

ただいま当選されました松森蒿君からご挨拶をお願いいたします。

(松森議員 登壇)

10番(松森蒿君) 皆様のご推選により、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に選任いただきましたこと、本当に光栄に思っております。これからは、自らの全力を尽くして、その任務にあたりたいと思いますので、どうか、今後とも、よろしくお願い申し上げます。(松森議員 降壇)

議長(桑原一夫君) 日程第9、階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員の選挙を行います。念のため申し上げます。この組合議会議員は、階上町南郷村田代小学校中学校組合規約第5条の規定により、当町議会議員のうちから4人を選出することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員に、高松久美子君、山田恵治君、土橋信夫君、大前典男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、高松久美子君、山田恵治君、土橋

信夫君、大前典男君を、階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高松久美子君、山田恵治君、土橋信夫君、大前典男君が階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま階上町南郷村田代小学校中学校組合議会議員に当選された、高松久美子君、山田恵治君、土橋信夫君、大前典男君が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

議長（桑原一夫君） この際、町長から一般選挙後の初議会に当たり挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

（上山町長、登壇）

町長（上山博一君） 本日ここに、平成15年第4回階上町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、去る4月27日に執行されました町議会議員の選挙おきまして、町民の信任をいただいてめでたく御当選の栄を得られ、本日ここに、初の議会を開催する運びとなりましたことは、町政のために、誠にご同慶に堪えない次第であります。我が町も町議会、町民、関係機関、諸団体等のご理解、ご尽力によりまして、年々発展を遂げてきている所ではありますが、これからの最大の課題といたしましては、市町村合併問題があります。今年の3月定例会において、法定協議会への参加が決り、これから更に各分野において協議していくことになります。

それでは、私の町政運営の努力目標について、述べてみたいと思います。

安心して暮らせる住み良い町づくりのための生活環境整備、地場産業の振興と雇用促進のための企業誘致、健全な子どもたちを育てる教育環境と生きがいを見出せる生涯学習の推進、豊かな自然環境と自然を産業としての活用、少子高齢化対策、土地利用計画、高速交通体系に対応した八戸久慈間高規格道路を含む国道整備、総合運動公園整備等であります。幸いにして、清新潑刺たる新議員、経験豊かなベテラン議員をお迎えできたことは、行政遂行上、非情な力強さを覚え誠に感激に堪えません。議員各位におかれましては、ますます御健勝でご活躍されますよう祈念いたしまして、甚だ簡単ではありますが、私の挨拶といたします。

（上山町長、降壇）

議長(桑原一夫君) 以上で、町長の挨拶を終わります。

日程第10、この際、議案第1号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第13号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件までの13件を一括上程いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(上山博一君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、上山博一君。

(上山町長、登壇)

町長(上山博一君) それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方税法の一部改正に伴い、階上町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例を制定することを専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は平成14年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の額に953万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,903万8千円といたしました。それでは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入から主なものについて順次ご説明申し上げます。地方譲与税に257万円をはじめ、利子割交付金 98万円、地方交付税1,802万2千円諸収入122万6千円、町債650万円等追加補正いたしましたが、町税412万1千円、地方消費税交付金281万7千円、自動車取得税交付金669万5千円、交通安全対策特別交付金10万3千円、分担金及び負担金470万1千円、国庫支出金86万5千円、及び県支出金410万9千円等を減額補正いたしましたので、増減合わせて953万9千円を追加補正したものであります。

歳出につきましては、各事業に係る補助金、町債の確定による増減並びに財源補正及び各款

にわたって精査したところ、不要額が生じたのでその増減等であります。主なものとして、総務費は総務管理費を164万2千円、民生費は社会福祉費、老人福祉費及び児童福祉費を合わせて912万3千円、衛生費は保健衛生費を692万9千円、農林水産業費は農業費を8万5千円、土木費は土木管理費、道路橋梁費等を合わせて1,059万6千円、教育費は教育総務費を12万3千円、及び交際費を229万1千円、それぞれ減額補正したものであります。諸支出金については4,032万8千円を追加し、財政調整基金等に積み立てたものであります。

議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億7,044万8千円としたものであります。

歳入の主なものは国民健康保険税を672万5千円減額し、国等関係機関からの平成14年度の交付額が確定したことにより、国庫支出金を688万1千円減額し、療養給付費交付金に1,550万円追加し、一般会計繰入金を260万円減額したものであります。歳出の主なものは、平成14年度の精算見込みにより保険給付費を7,367万円、共同事業拠出金を443万円、それぞれ減額し、基金積立金に6千万2千円、予備費に1,858万2千円をそれぞれ追加したものであります。

議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は平成14年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,302万1千円としたものであります。

歳入の主なものは、診療収入を382万9千円追加し、一般会計繰入金を432万9千円減額したものであります。歳出につきましては、予備費を50万円減額したものであります。

議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成14年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,284万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,835万7千円としたものであります。歳入

の主なものは、国等関係機関からの平成14年度の交付額が確定したことにより、支払基金交付金を811万8千円、国庫支出金を508万9千円、それぞれ減額したものであります。歳出の主なものは、医療諸費を214万9千円、予備費を1,045万4千円、それぞれ減額したものであります。

議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成14年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのについて、その承認を求めるため提案するものであります。補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,874万2千円としたものであります。歳入につきましては、処理施設使用料57万3千円追加し、一般会計繰入金を125万1千円減額したものであります。歳出につきましては、修繕料10万8千円、処理施設管理委託料を57万円減額したものであります。

議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成14年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのについて、その承認を求めるため提案するものであります。補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ502万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,580万3千円としたものであります。歳入の主なものは、国等関係機関からの平成14年度の交付額が確定したことにより、国庫支出金を98万6千円、支払基金交付金を399万5千円、県支出金を46万円それぞれ減額し、保険料に40万1千円追加したものであります。歳出の主なものは、保険給付費を504万1千円減額したものであります。

議案第10号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、町の普通財産となっている石鉢集会所を無償譲渡するため提案するものであります。

議案第11号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、町の普通財産となっている鳥屋部集会所を無償譲渡するため提案するものであります。

議案第12号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴い後任の委員に久保武司氏を選任するため提案するものであります。

議案第13号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

ます。

本案は、監査委員に議員のうちから土橋信夫氏を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

(上山町長、降壇)

議長(桑原一夫君) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、日程第11、議案第1号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第13、議案第3号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第3号までの専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第4号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより議案第4号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

この際、日程第15、議案第5号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第18、議案第9号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの4件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより議案第5号から議案第7号までと、議案第9号の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第19、議案第8号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより議案第8号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

この際、日程第20、議案第10号財産の無償譲渡についての件から日程第21、議案第11号財産の無償譲渡についての件までの2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

6番(石川清人君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6番(石川清人君) 6番、石川でございます。第10号、この契約内容をちょっと教えていただきたいんですが、それから建物と言うよりも土地の方は、郷州さんお持ちだということをお聞きしましたが、評価額が出ているにもかかわらず、なぜ無償なのか、と申しますのは新聞紙上等でもかなり、こだま欄等にも出ております。そのからくりの部分、ここの部分をちょっとお聞きしたいと思います。次に11号でございます。これも先ほどと同じ質問でございますけども、更に土地の方は町有地でございます。これは、いつまで、どういう形でお貸しするのか、建物が建っている以上ずっとお貸しするのか、その部分も全然見えてきません、説明願います。

企画課長(高階繁雄君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 企画課長、高階繁雄君。

企画課長(高階繁雄君) その財産の契約の件でございますけども、まだ、契約してございませんで、これから契約することになっております。

(石川議員…要するにこれまで進めてきてますよね、その契約内容を教えてください。)

まだ、私ちょっと、この手元に書類持ってきてないもんですから、それについては後でご説明申し上げます、それと期間につきましては、これから地主さんの方と、地主って、借り主さんの方とですね、一応まあ、10年契約にするのか、それからまた10年経過したら、また10年契約していくのか、その辺について契約内容をもって決めていきたいと思ってました。それと、評価額があるのに、なぜ、無償譲渡なのか、という件につきましては、取り壊す工事費ですけども、それが仮に鳥屋部集会所の場合であると、見積りを取っておるんですが230万2千円ばかり取り壊し費用が掛かると、いうことでございまして、評価額は確かに7万9,077円という評価額があるんですけども、その取り壊すその価格との差額を考えると、無償譲渡をした方が得ということで、そのような無償譲渡のあれにした事でございます。以上です、

6番(石川清人君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6番(石川清人君) ただいまの説明で、取り壊すよりも当然安いのは分かります、私も。ただ、それが理由とするならば、ちょっと、おかしいんじゃないかと、私申し上げているんです。確かに、安いのは、私も分かりますよ、何百万も掛けて取り壊して更地に、ですから先ほどの契約内容を教えてくださいっていうのはそこなんです。例えば、更地にして返すとか、そういう契約がありませんか、ってことを、お聞きしたかった訳であります。次の、この11号の方ですが、これも専決処分に当たっての説明ですから、当然これもしっかりと出てこない则可笑しいものでありませんか。

企画課長(高階繁雄君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 企画課長、高階繁雄君。

企画課長(高階繁雄君) その更地の方は、ちょっと意味分かりましたけれども、そのあとの方の件なんです、その質問の内容をちょっと、分からなかったんですが。

6番(石川清人君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6番(石川清人君) 11号の方のそのあとの部分、要するに町有地でございます。で、譲渡はこの辺で決まりました。いいでしょうということで、すと、町有地の土地の部分がまだ話し合われてないと、それがおかしいんでありませんか、って言うてるんです。当然ながらその決める時に、じゃ、何年間無償で貸しますよとか、何年以降はいくらとか、当然話し合いが出て然るべきじゃありませんか、ってことを申し上げているんです。

企画課長(高階繁雄君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 企画課長、高階繁雄君。

企画課長(高階繁雄君) その件につきまして、確かに町有地の敷地でございますんで、その辺について無償にするか、有料にするかということにつきましては、今後契約する段階で進めて参る予定でございます、まだその辺についても、ちょっと話し合いは出ていない、ということでございます。以上です。

(石川議員…結構です。)

議長(桑原一夫君) ほかに質疑は。

15番(金沢啓一君) ハイ、15番。

議長(桑原一夫君) 15番、金沢啓一君。

15番(金沢啓一君) ただいまの、その石川さんの同じ関連なんですけどね、いわゆる議会に承認受ける訳ですから、階上の財産がどのようになるかっていうのを、きちっと示して承認受けるのが本来だと思うんですが、そこあやふやであれば、承認、ならなかったら困るでしょう。そこをきちっと説明するようにしないと、このようになるんじゃないですか。本来は、階上の財産ですから、どのようにして貸して何年で返すのか、また例えば10年なら10年、その後このようにするって言うのを、きちっとしてからでも提案していいのじゃないかなって、と思いますが、また是非きょうでなきゃならないって言うのはどういう訳なのかお聞かせ願いたいし、またこれから有ると思うんですが、そういうのをきちっとしてから提案して頂きたいんです。そうでないと議員が何が正しいのか、何が良のかっていうのを判断出来ませんので。漠然としたものに私たちは、例えば、良いていうようにして、後地主さんとか、また借り主のトラブルっていうのあったら困るんじゃないですか。そのためにも、きちっとしたのを提案して、皆さんから判断して貰うっていうのが、それが常識じゃないんですか、そこをちょっと。

町長(上山博一君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、上山博一君。

町長(上山博一君) 先ほどの石川議員の質問とそれから金沢議員と、関連してる訳ですけども、全くそのとおりであると思います。と言うのはですね、やはりはっきりしないものと、ここで議会で、その議決ということになるとね、判断に困ると、まっ、全くそのとおりであると思います。まあ、内々ではどうですか、と言うことはやっていると聞いています。ただ、契約まではまだ至っていない、ということでもありますので、まああのう、全てをきちっとさせてからの議会であれば良い訳ですけども、まず議会の承認を頂くと、今後は、その集会所の対応年数のこともありますし、それから民法とかですね、そう言った土地のね、家屋その賃貸借上法律などもありますのでね、そこら辺も、これから絡んできます。まあ、それをはっきりさせてからですね、まず議会にかけても良い訳ですけども、ええ何分にもまあ、こちらの方のね、そう言ったどこまでは、まだあのう、勉強していなかったのかなあと、今話を聞いておってね、そういう瑕疵は率直に認めたいと思います。が、ええ、まああのう、月々ね、まあ借りていますので、まあ、使わない財産、例えば10号の方ですね賃貸料払っていきかなきゃならない土地のですね、ありますし、早くやりたいと思ってね、こう言ったことになったと思いますけどもね、これは議会で認めて頂いて、その後まだ締めたら議会のね、議会の協議会の方でもまだ報告して進めて行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

15番(金沢啓一君) ハイ、15番。

議長(桑原一夫君) 15番、金沢啓一君。

15番(金沢啓一君) 私の質問に答えていないようなんですが、そのどうしてそんなに急がなければならないのかというのを一番先に申し上げた訳ですが、今、議会で承認してからやる、それはそれで、これそのものはそれ程まず、後々何か大変なことがあるのかなっていうことでものを言ってるんじゃないですがね、こういう、まず、ことをそのまま許すと、いつもズダズダとなると、勇み足っていうのもあるもんですから、やっぱりきちとして、どうだりされると議会って言うのは見えますよと、許されませんよと言う緊張を持ってやって頂きたいという、まあ、これに文句をつくとかこうだっていうことでない、私は、そういうことで質問してんです。だから、これがあつたら、もっと、後でもいいだろうし、確かにそのう個人の財産を、後になると、今日よりあすになるとその分の土地の賃借料ってのは掛かると思うんですが、それは分からない訳でないが、そしたらもうちょっと先から議会をこう見ながらやるべきだと思うんだけど、こればかりでなく、そのようにして頂きたいんです。まあ、今日はきょうで、折角だし、その考え方も大体は分かったけど、私たちの考え方も、もっと緊張して認識をして、こ

れから行政に取り組んで頂きたいということです。以上。

議長(桑原一夫君) 答弁よろしいですか。

(金沢議員…一言できたら、そのようにするって言うことをお願いします。)

町長(上山博一君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、上山博一君。

町長(上山博一君) はい、もっともな話しでありましてね、こちらの事務もね、充分でなかったと言うのは率直に認めます。そのとおりでございます。何故急ぐかと、まあ、その前にね、もう、分かっていることですから、事務をね、前もって分かっていることですから、本当は詰めておくべきものであったと、いうことでありますが、まあ、出来るだけ早く、まだあのう解決したいと言うこともありまして、維持管理とかですね、色々ながありますので、金が掛からないようにと、ただね、その前にね。

(金沢議員…町長さん、それ以上しゃべれば、俺あ、もっとしゃべったくなる。)

あっ、そうですか、じゃ、これで止めます、よろしくお願いします。どうも、ありがとうございます。

議長(桑原一夫君) ほかに質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。これより、議案第10号から議案第11号までの無償譲渡についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第12号階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑・討論を省略することに決しました。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

日程第23、議案第13号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件を

議題といたします。この件に関しては、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められます、土橋信夫君の退席を求めます。

8番(土橋信夫君) ハイ、土橋。 (土橋議員、退場)

議長(桑原一夫君) お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、本件は質疑・討論を省略することに決しました。お諮りいたします。ただいま、議題となっております、議案第13号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。土橋信夫君の除斥を解除いたします。 (土橋議員、入場)

議長(桑原一夫君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。お諮りいたします。次期議会の会期日程等の議会運営委員会に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。お諮りいたします。ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成15年第4回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

